

整理番号	質問	回答
1	担当者のメールアドレスや連絡先は、個人の私用アドレスや携帯電話番号でも良いですか。	良いです。
2	担当者は事業報告書等の作成・提出を委託している者でも良いですか。	当該医療法人の意向により委託者をもって担当者とするのであれば差し支えありません。
3	アップロードによる届出を希望しない医療法人に対しても、G-MISのライセンスは払い出されるのでしょうか。	令和4年度以降、医療法人の事業報告書等の届出はG-MISを利用した届出が可能になり、今後はデジタル化を進めて行くため、この方法に移行していきたいと考えております。その点、ご理解頂いた上で、G-MISのライセンス（ID）はアップロードによる届出を希望する医療法人から払い出す予定です。
4	今回の調査でアップロードによる届出を希望した医療法人に対しては、どのような手続きが行われるのでしょうか。	今回の調査でお配りした調査票（医療法人リスト）の情報をG-MISのマスタに登録して、医療法人の事業報告書等が届け出られるライセンスを払い出します。（専用のライセンスとなるため、その他の機能は使用できません。） 具体的には、令和4年4月以降、G-MIS事務局から医療法人にライセンス情報が記載されたはがきを送付します。
5	現時点ではアップロードによる届出を希望しない医療法人が、今後、希望した場合はどうなるのでしょうか。	今回の調査でお配りした調査票（医療法人リスト）について、3月末までの間何時でも更新を受け付ける予定です。3月末までに受け付けたものは、4月以降G-MIS事務局から医療法人に順次、ハガキによりライセンス情報を送付します。また、医療法人リストは4月以降も定期的に更新頂く予定であり、新設医療法人を含めて、新たにアップロードによる届出を希望する法人は、リスト更新時に反映いただき、当室提出先（iryuhoujin@mhlw.go.jp）まで送付してください。後日、G-MIS事務局から医療法人にハガキによりライセンス情報を送付します。
6	G-MISとはどのようなシステムでしょうか。アップロードによる届出のメリットはどのようなものがあるのでしょうか。	G-MISは新型コロナウイルス感染症対策として、国・自治体と全国の医療機関（約38,000）が、病院の病床や医療スタッフの状況、受診者数等の情報を共有しています。このG-MISを行政手続のデジタル化を推進する観点から、発展的に活用し令和4年4月以降、医療法人が事業報告書等をアップロードによって届出を可能とする予定です。紙媒体のやりとりによる郵送などが不要になるほか、必要な修正等もG-MIS上で行うことができるようになります。
7	具体的にどのような形でアップロードするのでしょうか。	医療法人がG-MIS上でアップロード用の様式（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（いずれもExcel）、監事の監査報告書（Word）等）をダウンロードしていただき、これに医療法人が記載いただき、G-MISにアップロードいただきます。都道府県は内容を確認の上、承認すると届出が完了し、その旨が医療法人担当者のメールアドレスに通知されます。
8	G-MISに届け出られたデータはどのように活用されるのでしょうか。	G-MISに届け出られたデータについては、データそのものの他、事業報告書上の主な情報、貸借対照表、損益計算書がCSVファイルで医療法人ごとに抽出することができるようになる予定ですが、詳細は追ってお知らせします。
9	紙媒体で届け出られた事業報告書等はどのように取り扱ったらよいでしょうか。	従来からの紙媒体で届け出られた事業報告書等は、確認などこれまでどおり取り扱ってください。 なお、事業報告書等によるデータベース（※）を構築する予定です。このため、アップロードにより届け出られた事業報告書等の他、紙媒体で届け出られたものも国の委託業者が都道府県からお預かりして、電子化いたします。都道府県へはCSVファイル及びPDF化してお渡しする予定です。 （※）届け出られた事業報告書等の内容を電子化して蓄積したもの（非公開）です。国は全医療法人、都道府県は管下の医療法人に関するデータベースを保有します。
10	アップロードされたExcelを確認・修正するにはどうしたらよいでしょうか。	医療法人から事業報告書等がアップロードにより届け出られると都道府県はこのデータを当該医療法人と共有することとなります。このため、G-MIS上で確認することも可能であり、都道府県担当者の端末にダウンロード（一括ダウンロードも可能です）してから確認・修正していただくことも可能とする予定ですが、現在開発中であるため詳細は追ってお知らせします。
11	事業報告書等以外の書類も届け出ることが可能になるのでしょうか。	事業報告書など医療法等で届出を求めている書類はもとより、都道府県が別途定めている提出書類についても一定程度の範囲内でアップロードによる届出を可能とするよう開発中であり、積極的なご活用をお願いいたします。
12	11月2日の医療部会の資料には、事業報告書等について電子的な閲覧が可能になるとありますが、具体的にはどのような運用になるのでしょうか。	都道府県にて行って頂いている閲覧手続きは紙媒体を閲覧して行われていたものが、令和5年4月から都道府県のホームページ等で行って頂くことを予定しています。閲覧に供する書類はこれまでと同じ書類となり、G-MISに届け出られたデータと、質問9で回答した、国の委託業者が電子化したデータを活用して頂く予定ですが、詳細は追ってお知らせします。